

株 主 各 位

第81回定時株主総会継続会開催のご案内に際しての インターネット開示事項

第81期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nitta-gelatin.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

新田ゼラチン株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス体制の基礎として「行動指針」を定める。また、総務部を事務局とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。
 - ② 「行動指針」の遵守により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体は、毅然とした態度で排除する。
 - ③ コンプライアンスの所管部署である総務部が、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規程、ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
 - ④ 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報制度として、総務部及び顧問弁護士を窓口とする「公益通報制度」を整備する。
 - ⑤ 内部監査室が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築、運用状況について、内部監査を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書管理規程に基づき適正に保存及び管理する。
 - ② 内部監査室が、取締役会、執行役員会等の重要な書類の管理状況について、内部監査を実施する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理体制を維持するために、リスク管理に係る規程を定める。
 - ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の策定及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
 - ③ 各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
 - ④ 重要な投融資等に関わるリスクについては、戦略会議において、リスクの把握と対策の審議を行う。
 - ⑤ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - ② 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。
 - ③ 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、取締役社長を議長とし毎月1回開催される「執行役員会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
 - ④ 全社及びグループ会社の中期経営計画及び予算を策定し、それに基づく業績管理を行っており、毎月1回開催される「執行役員会」において、達成状況の報告、評価を行う。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「行動指針」を定めるほか、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
 - ② 経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への報告制度によるグループ会社経営の管理を行う。
 - ③ 監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査を実施する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制報告書の適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し改善を推進する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務は、内部監査室、会計監査人等の協力を得て対応する。監査役補助者の必要が生じた場合、取締役会に提案し、選任する。
 - ② 監査役補助者が配置された場合は、人事異動・評価については、監査役会と事前に協議する。
 - ③ 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。
 - ② 監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ③ 監査役は、執行役員会等の重要会議に出席することができる。
 - ④ 監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしない。
- (9) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役職務執行のための環境整備に努める。
 - ② 監査役は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。
 - ③ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払又は償還を請求したときは、速やかにその費用を支払う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス・リスク管理体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として定めた「行動指針」を各職場に掲示し、各職場で周知徹底を図っております。
 - ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年6回定期開催し、法令遵守の状況並びに各部署のリスク管理について確認を行っております。
 - ③ 内部監査室は、業務監査の一環として、各部署のコンプライアンス体制の運用状況について内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行

- ① 当事業年度において、取締役会を18回開催し、経営に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、執行役員会を年12回開催し、取締役会から委嘱された重要事項の審議並びに中期経営計画及び予算に基づく業績の達成状況の報告、評価を行っております。
- ② 取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書等の重要な書類については、文書管理規程に基づき適正に保存及び管理しております。

(3) 当社グループにおける業務の適正性の確保

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要な案件については、当社への決裁、報告制度によりグループ会社の経営の管理を行っております。
- ② 監査役及び内部監査室は、海外子会社を含め定期的に監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制構築の基本的計画及び方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

(5) 監査役職務の執行

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い監査を行い、取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席しております。また、代表取締役と定期的に意見交換を行い、内部監査室との連携を図り、実効性のある監査が遂行できる体制となっております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称

彦根ゼラチン(株)、(株)ニッタバイオラボ、ニッタゼラチンホールディングInc.、ニッタゼラチンエヌエーInc.、ニッタゼラチンユーエスエーInc.、ヴァイスゼラチン,LLC、ニッタゼラチンカナダInc.、ニッタゼラチンインディアLtd.、バムニプロテインズLtd.、上海新田明膠有限公司、ニッタゼラチンベトナムCo.,Ltd.

連結の範囲の変更

新田ゼラチンフーズ株式会社は、2019年4月1日を合併期日とする当社との吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

ニッタケーシングズInc.及びニッタケーシングズ(カナダ) Inc.の全株式をViscofan USA Inc.及びViscofan Canada Inc.に2019年12月19日付で、またPackage Hongkong Limitedの全株式をCasing Hongkong Limitedに2019年12月12日付で譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

なお、Package Hongkong Limitedは、2019年6月4日付でニッタホンコンLtd.から商号変更しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 1社

主要な非連結子会社の名称 新寿サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社 3社

主要な会社等の名称

ボスティック・ニッタ(株)、広東百維生物科技有限公司、広東明洋明膠有限責任公司

持分法の適用の範囲の変更

当社の持分法適用関連会社である広東百維生物科技有限公司が2019年9月2日付で広東明洋明膠有限責任公司の全株式を取得したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

北京秋実膠原腸衣有限公司の全株式をCasing Hongkong Limitedに2019年12月12日付で譲渡したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

新寿サービス(株)

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- ③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海新田明膠有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法……………時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………主として総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法により算定)

商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については、当社及び国内連結子会社においても定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、主として債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

- ④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日等の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。また、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
 原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段……………為替予約
 ヘッジ対象……………輸出による外貨建営業債権及び外貨建予定取引と輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……………金利スワップ
 ヘッジ対象……………借入金
- ハ. ヘッジ方針
 デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
 ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
- a. 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ロ. のれんの償却方法及び償却期間
 のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。
- ハ. 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(IFRS第16号「リース」の適用)

米国を除く在外連結子会社では、当連結会計年度の期首からIFRS第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用にあたり、当社グループは経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表は、有形固定資産の「リース資産」6百万円、流動負債の「リース債務」5百万円及び固定負債の「リース債務」1百万円が増加しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いに関する改正実務対応報告等の適用)

改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(2019年6月28日)及び、改正実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(2018年9月14日)を、当連結会計年度の期首から適用しております。当該改正実務対応報告の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」(当連結会計年度4百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

流動資産(売掛金、たな卸資産等含む)	621百万円
建物及び構築物	2,057百万円
機械装置及び運搬具	611百万円
土地	198百万円
投資有価証券	220百万円
計	3,710百万円

② 担保提供資産に対応する債務

短期借入金	621百万円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	3,773百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,722百万円

なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 固定資産の取得原価から控除した国庫補助金等による圧縮記帳額

機械装置	147百万円
------	--------

(4) 偶発債務

当社のインドの連結子会社であるニッタゼラチンインディアLtd.において、税務当局との見解の相違に基づく支払請求を含む偶発債務が総額387百万ルピー(約558百万円)発生しております。これらの請求に関して外部法律専門家の意見に基づき個別案件毎に検討した結果、当社の見解は妥当であると判断し、不服の申立等を行っております。なお、現時点で損失の発生の可能性及び金額を合理的に見積ることは困難であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 貸倒引当金戻入額

貸倒引当金戻入額は、北京秋実膠原腸衣有限公司への長期貸付金の一部返済に係る貸倒引当金の取り崩しであります。

(2) 関係会社株式売却益及び関係会社株式売却損

関係会社株式売却益及び関係会社株式売却損は、当社の特定子会社であったPackage Hongkong Limited及び持分法適用関連会社であった北京秋実膠原腸衣有限公司の全株式をCasing Hongkong Limitedに譲渡したこと、及び当社の特定子会社であったニッタケーシングズInc.及び連結子会社であったニッタケーシングズ(カナダ) Inc.の全株式をViscofan USA Inc.及びViscofan Canada Inc.に譲渡したことに伴い計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	18,373,974株	一株	一株	18,373,974株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	183百万円	10.00円	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	110百万円	6.00円	2019年9月30日	2019年12月6日

(注) 2019年6月26日定時株主総会決議における1株当たりの配当額には、記念配当4円を含んでおります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2020年6月25日開催の第81回定時株主総会において次のとおり付議いたしました。

株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	110百万円	利益剰余金	6.00円	2020年3月31日	2020年6月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権及び外貨建ての予定取引は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項」に記載されている「⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建営業債務及び外貨建予定取引について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	1,414	1,414	－
(2) 受取手形及び売掛金	7,677	7,677	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,600	1,600	－
(4) 支払手形及び買掛金	(3,617)	(3,617)	－
(5) 未払金	(1,697)	(1,697)	－
(6) 短期借入金	(1,844)	(1,844)	(△0)
(7) 長期借入金(*2)	(5,583)	(5,593)	(9)
(8) デリバティブ取引(*3)	(87)	(87)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金2,358百万円を含んでおります。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	241	1,575	1,334
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	33	24	△8
合計		274	1,600	1,325

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金、(7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

全てヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

- ② ヘッジ会計が適用されているもの
 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	200	－	(*)
原則的 処理方法	為替予約取引 買建 米ドル 加ドル ユーロ	買掛金及び 予定取引	1,305	－	2
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金及び 予定取引	1,764	－	△90

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(※) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	29

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
預金	1,410
受取手形及び売掛金	7,677
合計	9,088

(注4) 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,358	1,480	970	567	206	－
合計	2,358	1,480	970	567	206	－

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループにおいては、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	852円71銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△37円79銭

10. 企業結合に関する注記

(ニッタケーシングズInc.及びニッタケーシングズ (カナダ) Inc.の事業分離)

① 事業分離の概要

イ. 分離先企業の名称

Viscofan USA Inc.

Viscofan Canada Inc.

ロ. 分離した事業の内容

a) 連結子会社：ニッタケーシングズInc.

事業の内容：コラーゲンケーシングの製造・販売

b) 連結子会社：ニッタケーシングズ (カナダ) Inc.

事業の内容：コラーゲンケーシングの製造・販売

ハ. 事業分離を行った主な理由

当社は経営方針に掲げるコア領域において事業戦略を着実に推進するとともに、選択と集中を進めております。その一環として、当社はコア領域に注力するとともに、ニッタケーシングズInc.及びニッタケーシングズ (カナダ) Inc.においては、ケーシング事業のノウハウを有するViscofan USA Inc.及び Viscofan Canada Inc.と融合を図ることが、両社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、本株式譲渡について合意いたしました。

二. 事業分離日

2019年12月19日 (株式譲渡実行日)

2019年9月30日 (みなし売却日)

ホ. 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

② 実施した会計処理の概要

イ. 移転損益の金額

関係会社株式売却損 2,760百万円 (個別損益計算書 1,656百万円)

ロ. 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,460百万円
固定資産	1,709百万円
資産合計	3,169百万円
流動負債	641百万円
固定負債	1,206百万円
負債合計	1,847百万円

ハ. 会計処理

ニッタケーシングズInc.及びニッタケーシングズ (カナダ) Inc.の連結上の帳簿価額と売却額との差額を「関係会社株式売却損」として特別損失に計上しております。

③ 分離した事業が含まれている報告セグメントの名称

当社グループの事業セグメントは、コラーゲン事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

④ 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	2,226百万円
営業損失 (△)	△106百万円

(Package Hongkong Limited及び北京秋実膠原腸衣有限公司の事業分離)

① 事業分離の概要

イ. 分離先企業の名称

Casing Hongkong Limited

ロ. 分離した事業の内容

a) 連結子会社：Package Hongkong Limited

事業の内容：中間持株会社

b) 持分法適用関連会社：北京秋実膠原腸衣有限公司

事業の内容：コラーゲンケーシングの製造・販売

ハ. 事業分離を行った主な理由

当社は中国市場におけるコラーゲンケーシング事業の事業拡大を図るため、北京秋実農業発展有限公司と合併会社「北京秋実膠原腸衣有限公司」を設立し事業を展開してまいりましたが、今後の事業方針に関して、北京秋実農業発展有限公司との相違が大きく、持株会社であるPackage Hongkong Limitedを Casing Hongkong Limited に譲渡することにいたしました。

二. 事業分離日

2019年12月12日（株式譲渡実行日）

2019年9月30日（みなし売却日）

ホ. 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

② 実施した会計処理の概要

イ. 移転損益の金額

関係会社株式売却益 6百万円（Package Hongkong Limited）

関係会社株式売却損 28百万円（北京秋実膠原腸衣有限公司）

ロ. 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	0百万円
固定資産	211百万円
資産合計	211百万円
流動負債	6百万円
負債合計	6百万円

ハ. 会計処理

Package Hongkong Limited及び北京秋実膠原腸衣有限公司の連結上の帳簿価額と売却額との差額を「関係会社株式売却益」及び「関係会社株式売却損」として特別損益に計上しております。

③ 分離した事業が含まれている報告セグメントの名称

当社グループの事業セグメントは、コラーゲン事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

④ 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

影響が軽微であるために、記載を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、以下のとおり実施しました。

(1) 自己株式の取得を行った理由

資本効率の向上と株主還元を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実施するため。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	370,000株(上限)
③ 株式の取得価額総額	200百万円(上限)
④ 取得期間	2020年4月1日～2020年5月29日
⑤ 取得方法	自己株式取得に係る取引一任勘定取引契約に基づく市場買付け

(3) 取得結果

東京証券取引所における市場買い付けの結果、2020年5月29日までに当社普通株式299,300株(取得総額199百万円)を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了しました。

12. その他の注記

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

② 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

② 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が2003年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」) 第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

② 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号
2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

② 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社グループは繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり、当連結会計年度末で入手可能な情報に基づき策定した事業計画を基礎として見積もりを行っております。

事業計画の策定にあたって、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難であるものの、夏頃には収束に向かい始め、翌期には当社グループへの影響が解消されるとの仮定を置いております。

新型コロナウイルス感染症が当社グループに与える影響は、外出自粛要請等によりホテル・レストランなど業務用商材の販売が減少することを見込んでおりますが、健康促進をサポートするカプセル用ゼラチンやコラーゲンペプチドは大きな影響がなく、国内外共に堅調に推移すると見込んでおります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定)

商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………定額法

構築物

a. 2016年3月31日以前に取得したもの……………定率法

b. 2016年4月1日以降に取得したもの……………定額法

その他……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～41年

構築物 7～50年

機械装置 2～8年

車両運搬具 4～6年

工具器具備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金
従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………輸出による外貨建営業債権と原材料輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金
- ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「業務受託料」は40百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

建物	1,733百万円
構築物	154百万円
機械装置	571百万円
土地	157百万円
投資有価証券	220百万円
計	2,837百万円

② 担保提供資産に対応する債務

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	3,692百万円
------------------------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

6,826百万円

(3) 固定資産の取得原価から控除した国庫補助金等による圧縮記帳額

機械装置	147百万円
------	--------

(4) 偶発債務

保証債務

金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

ニッタゼラチンカナダInc.	363百万円 (外貨 4,750千C\$)
ニッタゼラチンユーエスエーInc.	693百万円 (外貨 6,372千US\$)
ヴァイスゼラチン,LLC	549百万円 (外貨 5,050千US\$)
上海新田明膠有限公司	31百万円 (外貨 2,000千RMB)
計	1,638百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	2,065百万円
② 長期金銭債権	863百万円
③ 短期金銭債務	379百万円
④ 長期金銭債務	－百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	5,018百万円
② 仕入高 (外注加工費含む)	4,124百万円
③ 営業取引以外の取引高	302百万円

(2) 貸倒引当金戻入額

貸倒引当金戻入額は、北京秋実膠原腸衣有限公司への長期貸付金の一部返済に係る貸倒引当金の取り崩しであります。

(3) 抱合せ株式消滅差益

抱合せ株式消滅差益は、当社の連結子会社であった新田ゼラチンフーズ株式会社が当社との吸収合併により消滅したため発生しております。

(4) 関係会社株式売却損

関係会社株式売却損は、当社の特定子会社であったニッタケーシングズInc.及び連結子会社であったニッタケーシングズ (カナダ) Inc.の全株式をViscofan USA Inc.及びViscofan Canada Inc.に譲渡したことに伴い計上しております。

(5) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、当社の連結子会社であるニッタゼラチンベトナムCo.,Ltd.の株式に係る評価損であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	163株	4株	－株	167株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金及び退職給付引当金限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円) (注4)	科目	期末残高(百万円) (注4)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	ニッタゼラチンカナダInc.	20,000 千C\$	ゼラチンの製造販売	直接 100.0%	なし	製品の購入、 債務保証	製品等の購入 (注2)	1,557	買掛金	143
							債務保証 (注3)	363	—	—
子会社	ニッタゼラチンエヌエーInc.	130 千US\$	ゼラチン・コラーゲンペプチドの販売	間接 100.0%	兼任 1名	当社製品の販売等	製品の販売 (注2)	1,619	売掛金	641
子会社	ニッタゼラチンユーエスエーInc.	100 US\$	ゼラチン・コラーゲンペプチドの製造販売	間接 100.0%	兼任 2名	製品の購入、 資金の援助、 債務保証	製品等の購入 (注2)	316	前渡金	38
							資金の貸付 (注1)	108	短期貸付金	73
							債務保証 (注3)		693	—
子会社	ヴァイスゼラチン,LLC	—	ゼラチン・コラーゲンペプチドの加工販売	間接 100.0%	兼任 1名	債務保証	債務保証 (注3)	549	—	—
関連会社	ボスティック・ニッタ(株)	18 百万円	接着剤の販売	直接 20.0%	なし	当社製品の販売、業務受託、事務所の貸与等	製品の販売 (注2)	2,903	売掛金	954
							不動産収入 (注2)	32	未収入金	86
							業務受託料 (注2)	44		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

(注2) 営業取引については、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 銀行借入に対して債務保証を行っております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 712円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円41銭 |

9. 企業結合に関する注記

(ニッターケーシングズInc.及びニッターケーシングズ(カナダ)Inc.の事業分離)

当社は、2019年12月19日の取締役会において、ニッターケーシングズ Inc.株式及びニッターケーシングズ(カナダ) Inc.株式を譲渡することについて決議し、同日に譲渡を完了いたしました。

詳細な情報については、連結注記表の「10. 企業結合に関する注記」と同様のため記載を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を実施しました。

詳細な情報については、連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」と同様のため記載を省略しております。

11. その他の注記

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

② 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

② 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が2003年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」) 第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

② 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号
2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

② 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社は繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり、当事業年度末で入手可能な情報に基づき策定した事業計画を基礎として見積もりを行っております。

事業計画の策定にあたって、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難であるものの、夏頃には収束に向かい始め、翌期には当社への影響が解消されるとの仮定を置いております。

新型コロナウイルス感染症が当社に与える影響は、外出自粛要請等によりホテル・レストランなど業務用商材の販売が減少することを見込んでおりますが、健康促進をサポートするカプセル用ゼラチンやコラーゲンペプチドは大きな影響がなく、国内外共に堅調に推移すると見込んでおります。